平成２４年（再イ）第８１号
北九州市小倉南区若園４丁目１番22―205号
再生債務者　衛藤　　真
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月28日まで
平成25年１月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第１５６号
福岡県春日市春日９丁目71番地
再生債務者　小宮　　健
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月29日まで
平成24年12月25日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２１２号
福岡市南区清水２丁目20番２―1005号
再生債務者　小倉　啓補
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月30日まで
平成24年12月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２２３号
福岡市東区宮松１丁目５番８号
再生債務者　石川　里美
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月30日まで
平成24年12月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１７号
神戸市西区美賀多台６丁目３番地の１　９―201号、前住所神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｃ―1008号
再生債務者　旧林　生也
1　決議に付する再生計画案　平成24年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月７日まで
平成25年１月７日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第２０号
神戸市西区玉津町今津434番地の３　614号、前住所神戸市垂水区学が丘５丁目２番529―101号
再生債務者　佐藤　　格
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月７日まで
平成25年１月７日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第２５号
神戸市西区池上２丁目11番地の９
再生債務者　澁谷　真幸
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月７日まで
平成25年１月７日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第３１号
埼玉県行田市荒木2094番地　川久保方
再生債務者　福島　正子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年12月28日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号
神奈川県厚木市上依知214番地６
再生債務者　馬場　　修
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月12日から平成25年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再ロ）第２号
滋賀県彦根市高宮町1356番地５　105号
再生債務者　中川　　毅
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月４日から平成25年２月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５号
千葉県君津市人見971番地１　新日本製鉄大和田社宅Ｅ３―10
再生債務者　森田　茂利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月21日まで
平成25年１月７日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再ロ）第４号
愛知県岡崎市欠町字清水田１番地25　サンシティ東公園Ⅱ407
再生債務者　高橋　竜広
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月28日まで
平成25年１月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再ロ）第７号
北九州市小倉北区白萩町１番３―401号
再生債務者　高濱　一弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月28日まで
平成25年１月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第５号
千葉県大網白里市木崎621番地２
再生債務者　高橋　昌博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再ロ）第３号
福井市城東４丁目５番２号
再生債務者　村中　壽一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成25年１月７日　　福井地方裁判所

企業年金基金変更公告

カネカ企業年金基金の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び同法施行令第９条の規定により次のように公告します。
１．新所在地　大阪市北区中之島２－３―18
２．旧所在地　大阪市北区中之島３－２－４
３．変更年月日　平成25年１月７日
平成 25 年１月 16 日　　カネカ企業年金基金